

N P O 法人の条例個別指定制度
に係る諸手続等の手引き

平成 2 7 年 7 月
網走市市民部市民課

本書において使用している省略語は、次のとおりです。

要綱	網走市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する要綱（平成27年7月7日決裁）
道条例	北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例（平成25年北海道条例第61号）
法	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）
法令	特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）
法規	特定非営利活動促進法施行規則（平成23年内閣府令第55号）
法附則	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則
NPO法人	特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
認定NPO法人	特定非営利活動促進法第44条第1項に規定する認定特定非営利活動法人
指定NPO法人	控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する要綱第2条第2項に規定する控除対象特定非営利活動法人
所轄庁	特定非営利活動促進法第9条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）
措法	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
措令	租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）
措規	租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）
法人法	法人税法（昭和40年法律第34号）
法人令	法人税法施行令（昭和40年政令第97号）
法人規	法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）
所法	所得税法（昭和40年法律第33号）
所令	所得税法施行令（昭和40年政令第96号）
所規	所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）
相規	相続税法施行規則（昭和25年大蔵省令第17号）
組登令	組合等登記令（昭和39年3月23日政令第29号）
行手法	行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）
行手条例	網走市行政手続条例（平成15年3月13日条例第3号）

目 次

第1章 指定NPO法人制度の概要	1
1 指定NPO法人制度の概要	2
(1) 指定NPO法人とは	2
(2) 指定NPO法人になることによるメリット	2
(3) 指定の要件	2
(4) 欠格事由	3
(5) 指定の有効期間等	4
第2章 指定NPO法人制度（導入編）	5
1 指定NPO法人等になるまでのフロー	6
2 指定申出手続	7
3 事前チェックシート	8
4 標準処理期間	25
第3章 指定NPO法人制度（解説編）	26
1 指定又は指定の有効期間の更新を受けるための申出手続	28
(1) 指定を受けようとする場合	28
(2) 指定の有効期間の更新を受けようとする場合	28
(3) 指定NPO法人の役員報酬規程等の提出義務	29
2 指定基準の概要	33
(1) 指定の基準の概要	33
(2) 欠格事由の概要	36
3 指定NPO法人としての指定を受けるための基準	37
4 欠格事由	50
5 指定NPO法人に関する優遇措置	53
<様式例>	55
第4章 法人の管理・運営について	96
1 指定NPO法人の報告義務	97
(1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告	97
(2) 助成金及び海外送金等の報告	98
(3) その他の報告	99
2 指定NPO法人の情報公開	100
(1) 指定NPO法人の情報公開（備置き、閲覧）	100

(2) 指定NPO法人の情報公開（インターネット）	100
(3) 市長の情報公開（閲覧・謄写）	100
3 指定NPO法人に対する監督等	102
(1) 指定NPO法人に対する報告及び検査	102
(2) 指定NPO法人に対する改善を求める事項	102
(3) 指定NPO法人に対する指定の取消し	103
<様式例>	105